

かつうら海中公園滞在型観光施設 指定管理者

募集要項

勝浦市では、かつうら海中公園滞在型観光施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法第244条の2第3項及び勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例第7条の規定に基づき、かつうら海中公園滞在型観光施設の維持、管理及び運営業務を行う指定管理者を募集します。

1. 施設の概要

- (1) 名称：かつうら海中公園滞在型観光施設
- (2) 所在地：勝浦市吉尾234番地
- (3) 施設の規模等：かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理運営業務仕様書（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

2. 指定管理者の業務の範囲

- (1) 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例第7条に規定される業務の実施に関すること。
- (2) その他、仕様書のとおり。

3. 業務に係る経費に関する事項

(1) 維持、管理及び運営の経費

かつうら海中公園滞在型観光施設の維持、管理及び運営については、指定管理者による独立採算制とし、本市から指定管理者に対する維持、管理及び運営経費の支払いはありません。

指定管理者は、利用料金収入等により維持、管理及び運営を行うこととなります。

維持、管理及び運営に係る収支については、指定管理者がその責任を負うこととなりますので、施設の効果的・効率的利用を促進し、収入の確保を図ってください。

(2) 利用料金制度の採用

地方自治法第244条の2の規定に基づく「利用料金制度」を採用します。

指定期間における当該施設の利用料金については、指定管理者の収入とします。

なお、この利用料金の額については、勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例で定める額の範囲内において、市長の承認を得て指定管理者が定めることができます。

※ 提案時の留意事項

申請時の事業計画における利用料金の額については、勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例で定める額の範囲内で、申請者が妥当と考える額で計画策定できるものとしします。

(3) 利用料金の取り扱い

利用料金については、利用する日に当該施設を維持、管理及び運営している指定管理者の収入とし、指定管理期間終了の年度において、次期指定管理期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとしします。

(4) 納付金

指定管理者は、各年度の収入に応じて、定めた納付金率により算出した額を指定する期日までに市に対して納付していただきます。

4. 指定期間（予定）

令和4年7月1日から令和9年3月31日まで

5. 指定管理者が行う管理の基準

適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項は次のとおりとします。

(1) 施設管理の基準

ア休業日・・・なし

イ利用時間・・・午前9時から午後6時まで

※ ただし、ア、イいずれについても、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができます。

(2) サービスの向上及び維持管理

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、施設設備及び物品の維持管理を適切に行ってください。

(3) 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、指定管理業務の一部を委託する場合で、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではありません。

(4) 個人情報の取り扱い

指定管理者は、個人情報の適正管理に関して勝浦市個人情報保護条例の規定を遵守し、施設の管理にあたり個人情報を取り扱う場合には、その扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければなりません。

(5) 関係法令の遵守

指定管理者は、維持、管理及び運営を行うにあたっては、関係法令及び条例等を遵守し、業務を遂行しなければなりません。

6. 指定管理者と市の責任分担等

指定管理者と本市の責任分担（リスク分担）については、別紙1のとおりとします。

7. 参加者の資格等

(1) 参加資格

法人等の団体

(2) 参加の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと。

- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- エ 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
- オ 国税及び地方税を滞納している者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者
- キ 勝浦市暴力団排除条例第2条各号のいずれかに該当する者
- ク 勝浦市暴力団排除条例第2条に規定する者が実質的に経営を支配する団体、若しくは密接な関係を有する団体

(3) 必要な条件

- ア 公衆浴場法及び温泉法等の許可を得て営業できること。
- イ 実施予定である業務説明会及び現地見学会に出席すること。

8. 申請方法

(1) 申請書類 申請にあたっては、以下の書類を提出してください。

- ①参加意向申出書(別記第1号様式)
- ②団体概要書(別記第2号様式)
- ③定款
- ④登記事項証明書
- ⑤県税に係る納税証明書
- ⑥国税に係る納税証明書（法人税・消費税）

⑦事業計画書(任意様式) 事業計画書には、次の事項を掲載すること。

- ・施設の管理運営に係る基本方針
- ・指定期間内の年度ごとの事業計画
- ・事業の具体的実施要領(管理運営実施計画)
- ・職員配置計画・従業員雇用計画
- ・事業に必要な登録証明書等

⑧収支計画書(任意様式)

- ・指定期間内の年度ごとの収支計画書を記載すること
- ・財務諸表(過去2会計期間分)
- ・経営実績が分かるもの

※その他市長等が必要と認める書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出部数

正本1部、副本7部(副本は複写可)を提出してください。

※留意事項

① 前項の①～⑥は、それぞれにインデックスを貼った上でクリップ・ステープラー等でまとめてください。

② 前項の⑦～⑧に関しては①とは別にクリップ・ステープラー等でまとめてください。

(3) 留意事項

ア 申請1団体につき1申請とします。

イ 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。

ウ 提出された申請書類の内容を変更することはできません。

エ 担当課が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。

オ 提出された書類は、返却しません。なお、本件にかかる情報公開請求があったときは、勝浦市情報公開条例の規定に基づき開示することとします。

カ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は、失格とします。

キ 申請書類提出後の申請を取り下げの場合は、辞退届を提出してください。

ク 提出書類の規格は、全てA4版とします。

9. 申請の手続

(1) 提出方法

ア 申請書類は、持参または郵送により提出してください。

※ただし、郵送の場合も受付期限日の午後5時15分までに必着とします。

イ 提出の際は、必ず提出書類一覧表(任意様式)を添付してください。

(2) 提出場所

勝浦市役所観光商工課

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

(3)受付期間 令和3年10月27日(水)～11月12日(金)
(休日は除く)の午前8時30分から午後5時15分とします。

(4)公募スケジュール

- ア 募集公告 令和3年10月12日(火)
- イ 募集要項の配布 令和3年10月12日(火)～11月12日(金)
- ウ 募集に関する質問書の受付 令和3年10月12日(火)～10月19日(火)
- エ 質問書の回答 随時市HPに掲載
- オ 業務説明会及び現地見学会 令和3年10月26日(火) 予定

於：勝浦市役所・かつうら海中公園滞在型観光施設

※業務説明会への出席は、かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理者申請の必須条件とします。

(5) 留意事項

- ア 募集要項等の配布
募集要項等申請関係書類は勝浦市ホームページからダウンロードできます。
また、勝浦市観光商工課の窓口で配布します。
ホームページアドレス<http://www.city.katsuura.lg.jp/>
- イ 業務説明会及び現地見学会の詳細日程等につきましては後日、個別にご連絡いたします。
業務説明会への出席希望につきましては、指定管理者の公募に関する業務説明会及び現地見学会参加申込書により行ってください。提出方法は、メールによる提出をお願い致します。
- ウ 募集要項等の内容に関する質問は、質問書により行ってください。提出方法は、メールによる提出をお願い致します。
なお、質問に対する回答は、市HPに掲載します。

10. 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

- ア 選定は、申請者が提出した申請書類等の書面による審査及びプレゼンテーションによる選定とします。
- イ 指定管理候補者の選定は、提出書類を基に、「かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が行い、市長が決定します。
また、申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理候補者としての適否を判断します。
- ウ プレゼンテーション概要
・実施日程：令和3年11月下旬

- ・持ち時間：30分（質疑は別途時間を設けます）
- ・勝浦市役所庁舎内
- ・参加人数：5人までとします。

※ プレゼンテーションの開催日時等詳細については改めて通知いたします。

（2）選定基準

- ア 別表に定める選定項目について審査し、同表に定める配点の基準に基づき採点し、委員ごとの必須項目の審査および一般項目の審査の総合得点数第1位とした委員数の多い申請者をかつうら海中公園滞在型観光施設指定管理候補者として選定します。ただし、選定された指定管理候補者の委員全員の必須項目の審査の平均得点数が6点に満たない場合および一般項目の審査の平均得点数が60点に満たない場合は指定管理候補者として選定しません。
- イ アに規定する採点の結果、総合得点数の多い者が同点で2者以上ある場合は、別表に定める一般項目の審査の総合得点数が多い者を指定管理候補者として選定します。

（3）選定結果の通知及びスケジュール

選定結果については、申請者全員に文書で通知します。

- ア 指定管理候補者の決定（選定委員会審査結果を受け決定）
令和3年12月を予定
- イ 選定結果を申請者に通知
令和3年12月を予定
- ウ 候補者を指定管理者に指定する議案提出（議会の議決により決定）
令和3年12月を予定

1 1. 指定管理者の候補者選定後における手続等

（1）指定管理候補者との協議

- ア 指定管理候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、市からの修正の求めがあった場合、指定管理候補者は修正に応じなければなりません。
- イ 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を指定管理者候補者として協議を行います。

（2）指定管理者の決定

- ア 協議が整った指定管理候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を勝浦市議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。
- イ 指定にあたっては、指定管理候補者に文書で通知するとともに公表します。
- ウ 勝浦市議会への提案は、令和3年12月を予定しています。

（3）指定管理者との協定書の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市長と施設の管理に関する協定を令和4年6月末までに締結しなければなりません。

(4) スケジュール

- ア 候補者を指定管理者に指定する提案
令和3年12月
- イ 指定管理者の指定の公表
議会議決の日の翌日以降
- ウ 協定書の締結期日
議会議決の日の翌日から令和4年6月末まで

1 2. 協定で定める事項

協定で定める事項については、次の事項を予定しています。

- (1) 指定期間に関する事項（予定）
令和4年7月1日から令和9年3月31日まで
- (2) 業務計画に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 納付金に関する事項
- (7) その他市長が必要と認める事項

1 3. その他留意事項

(1) 指定の取消し及び協定の解除

指定管理者が次の事項に該当するときは、指定の取消し、業務の停止、協定の解除等を行うことがあります。

- ア 指定管理者が協定に違反したと認めるとき。
- イ 業務開始前に、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき。
- ウ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- エ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるとき。

(2) 選定委員との接触の禁止

申請者は、選定委員に対し、本件申請についての接触をしてはなりません。接触の事実が認められた場合は、失格となる場合があります。

(3) 審査結果の公表

審査結果の概要及び指定管理者候補者名を公表します。

(4) 建物・敷地

建物・敷地については、無料使用賃貸を原則とします。

(5) 従業員の雇用等

雇用及び物資調達については、可能な限り地元から採用、調達してください。

1 4. 添付資料・様式

(1) 申請に係る様式 (別記様式第 1・2号)

(2) 勝浦市かつうら海中公園滞在型観光施設設置管理条例

(3) かつうら海中公園滞在型観光施設指定管理者運営業務仕様書

(4) 質問書

(5) 業務説明会及び現地見学会参加申込書

(6) かつうら海中公園滞在型観光施設 図面等資料

(7) 辞退届

1 5. 問合せ先

〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1

勝浦市役所観光商工課観光係

E-mail kankou-ks@city-katsuura.jp

電話：0470-73-6641

FAX：0470-73-8788

別紙 1

指定管理者と勝浦市の責任分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		勝浦市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び 施設の利用者への 対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、火災、騒乱、暴動その他市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費及び事業履行不能	○	○
施設・設備の損傷	経年劣化によるもの（小規模のもの）		○
	同上（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	同上（上記以外）	○	
資料等の損傷	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手が特定できないもの（極めて小規模なもの）		○
	同上（上記以外）	○	
書類の誤り	仕様書類等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（指定管理者から業者）によって生じた事由		○
資料などの損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
第三者への賠償	管理者として注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外のもの	○	○
セキュリティ	警備不備による情報の漏えい、犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理者の期間が終了した場合又は期間中における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

